

鳥取市個人情報保護条例及び鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年8月19日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第30号

鳥取市個人情報保護条例及び鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 鳥取市個人情報保護条例(平成14年鳥取市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第27条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年鳥取市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。